

# 茨城県看護師等無料職業紹介所事業運営要項

公益社団法人茨城県看護協会

## 1 目的

看護職員を確保し、県民の医療、福祉に貢献するため在宅看護師等の開拓、職業の紹介、就業者の離職防止、その他の業務関係の相談、指導等の事業を行い、看護職員の県内就業を促進することを目的とする。

## 2 運営

- (1) 実施主体  
公益社団法人茨城県看護協会
- (2) 対象者  
ア保健師、助産師、看護師、准看護師の免許を有する者  
イ県内の医療保健機関、市町村等その他の関係機関
- (3) 事業の内容  
ア求人求職の開拓及び職業紹介  
イ看護業務の相談、指導  
ウ離職者の指導  
エ離職防止、就業促進に必要な調査  
オその他目的達成に必要な事業
- (4) 利用料  
利用料はすべて無料とする。

## 3 事務所

- (1) 所在事務所は茨城県水戸市緑町3丁目5番35号茨城県看護研修センター内に置く。
- (2) 事務所の配置、事業実施に必要な相談室、控室、事務室等を置く。

## 4 職員

- (1) 配置数  
紹介事業実施のため、専任職員2名（看護職）を置く。
- (2) 選考基準  
職員は、この事業について熱意を有し、かつ看護業務及び職業紹介事業に関する知識を有するものであること。

## 5 看護師等就業相談員

- (1) 設置  
職業紹介事業及び相談事業を県内全域にわたり、円滑に推進するため看護師等就業相談員を置く。
- (2) 業務  
看護師等就業相談員は担当地域、施設内の看護職員の再就業の促進、離職防止等を図るため紹介所と連携のもとに、相談、指導にあたる。
- (3) 委嘱  
看護師等就業相談員は県内各地域計10名以内を委嘱する。
- (4) 任期  
看護師等就業相談員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、選任後6年を超えて就任することはできない。なお、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

## 6 経理

この事業に関する経理は特別会計とし、他の事業に関する経理と区別し、これらを明らかにした簿冊を備えておくものとする。

## 7 留意事項

- (1) 利用者の秘密を厳守し適切な事業の運営につとめる。
- (2) 事業の実施にあたっては、県保健福祉部及び事業所を管轄する公共職業安定所の指導を受けること。
- (3) 事業の実施にあたっては、公共職業安定所、労働基準局、医師会、看護団体等と連絡をとり、事業の効果的な運営にあたること。
- (4) 事業の内容を明らかにするための表示及び運営に関する規程を利用者の閲覧に便利な場所に掲示しておく。

昭和 57 年 4 月 1 日 適用  
平成 2 年 10 月 1 日 一部改正  
平成 3 年 10 月 1 日 一部改正  
平成 7 年 10 月 1 日 一部改正  
平成 13 年 4 月 1 日 一部改正  
平成 14 年 3 月 1 日 一部改正  
平成 18 年 4 月 1 日 一部改正  
平成 21 年 4 月 1 日 一部改正  
平成 25 年 4 月 1 日 一部改正  
平成 29 年 4 月 1 日 一部改正  
令和 2 年 4 月 1 日 一部改正